

フィデリティ・ 日本小型株・ ファンド

追加型投信／国内／株式
2014.2.27

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型投信	国内	株式	その他資産(投資信託証券 (株式(中小型株)))	年1回	日本	ファミリーファンド

※商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)をご参照ください。

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。**また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等の詳細情報は、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社〔ファンドの運用の指図を行なう者〕

フィデリティ投信株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第388号
設立年月日：1986年11月17日
資本金：金10億円(2013年12月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額…
3兆9,904億円(2013年12月末現在)

受託会社〔ファンドの財産の保管及び管理を行なう者〕

三菱UFJ信託銀行株式会社

- この投資信託説明書(交付目論見書)により行なうフィデリティ・日本小型株・ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2014年2月26日に関東財務局長に提出し、2014年2月27日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に投資者の皆様にご意向を確認させていただきます。
- ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

〈照会先〉フィデリティ投信株式会社

- フリーコール：0120-00-8051 (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)
- ホームページ：<http://www.fidelity.co.jp/fij/>



1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

ファンドは、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行ないます。

ファンドの特色

- 1 わが国の取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式のうち、小型株を主要な投資対象とします。
- 2 個別企業分析により、比較的規模の小さい高成長企業(市場平均等に比較し成長力があり、その持続が長期的に可能と判断される企業)を選定し、利益成長性等と比較して妥当と思われる株価水準で投資を行ないます。
- 3 個別企業分析にあたっては、日本および世界の主要拠点のアナリストによる企業調査結果を活かし、ポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。
- 4 ポートフォリオ構築にあたっては、分散投資を基本とし、リスク分散を図ります。
- 5 株式への投資は、原則として、高位を維持し、信託財産の総額の65%超を基本とします。
- 6 「ファミリーファンド方式」*により運用を行ないます。
- 7 Russell/Nomura Mid-Small Cap インデックス(配当金込)をベンチマーク(運用目標)とし、長期的にベンチマークを上回る運用成果をあげることがを目標とします。(ベンチマークとの連動を目指すものではありません。)

- Russell/Nomura Mid-Small Capインデックスとは、Russell/Nomura日本株インデックスの中小型株指数です。Russell/Nomura Total Marketインデックスの時価総額中位35%と時価総額下位15%をカバーし、Russell/Nomura Mid-Small Cap GrowthインデックスおよびRussell/Nomura Mid-Small Cap Valueインデックスを含みます。対象インデックスは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社およびラッセル・インベストメントに帰属します。なお、野村證券株式会社およびラッセル・インベストメントは、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行なわれる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

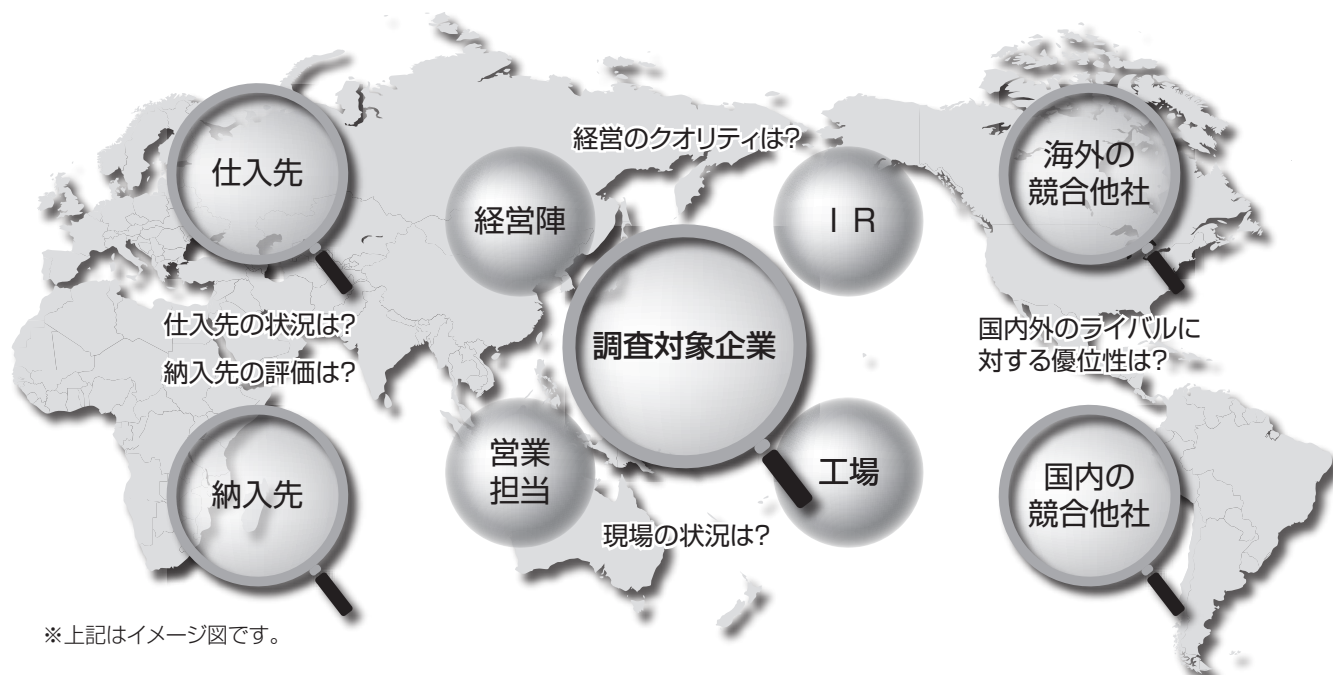
※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

* ファンドは「フィデリティ・日本小型株・マザーファンド」を通じて投資を行ないます。上記はファンドの主たる投資対象であるマザーファンドの特色および投資方針を含みます。

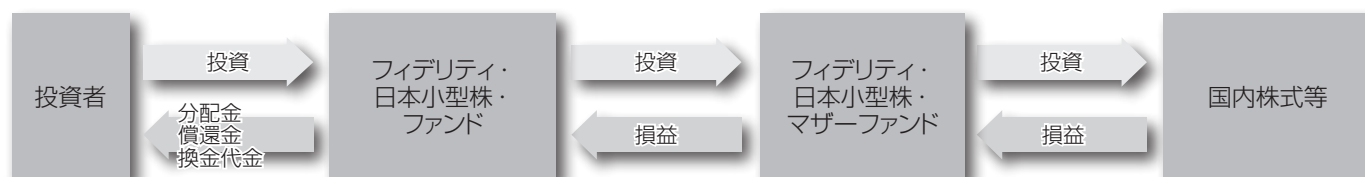
[グローバルな企業調査]

企業活動のグローバル化が進み、企業の成長性などの差が広がるなか、その企業だけの調査では十分ではありません。

仕入先や関係会社の調査はもちろんのこと、グローバルネットワークを活かして、世界中の競合他社との比較も行ないます。



ファンドの仕組み



ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主として国内株式等へ実質的に投資を行なう、「ファミリーファンド方式」です。

主な投資制限

株式への実質投資割合	制限を設けません。
新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合	取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
同一銘柄の株式への実質投資割合	取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

収益分配方針

毎決算時(原則11月30日。同日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の収益分配方針に基づき分配を行ないます。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
 - 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。※ただし、必ず分配を行なうものではありません。
 - 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

2. 投資リスク

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

ファンドが有する主なリスク等(ファンドが主に投資を行なうマザーファンドが有するリスク等を含みます。)は以下の通りです。

主な変動要因

価格変動リスク	基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。
特定分野投資のリスク	金利および経済動向、法制度などの市場環境が、特定分野(特定業種、特定規模の時価総額の銘柄等)に対して著しい影響を及ぼすことがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

クーリング・オフ	ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
デリバティブ(派生商品)に関する留意点	ファンドは、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ(派生商品)を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があります。
ベンチマークに関する留意点	ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあり、ベンチマークとの連動を目指すものではありません。また、投資対象国または地域の市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。
分配金に関する留意点	分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。 投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。 ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

リスクの管理体制

投資リスク管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行なう方法と、運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門が行なう方法を併用し検証しています。

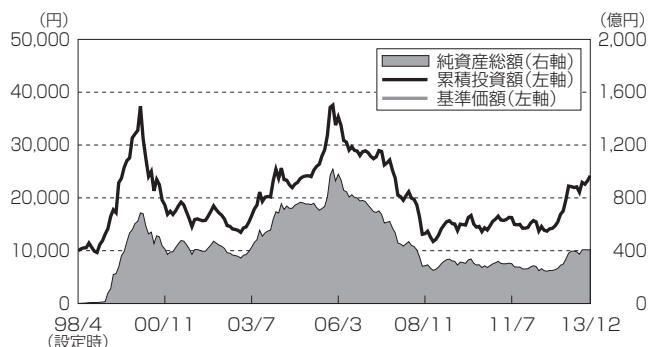
- 運用部門 部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが、さまざまなリスク要因について協議し、ポートフォリオ構築状況をレビューしています。
- 運用に関するコンプライアンス部門 法令および各種運用規制等の遵守状況について、モニタリングの結果を運用部門等にフィードバックしています。

3. 運用実績

(2013年12月30日現在)

※運用実績等について別途月次等で適時開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧できます。
 ※下記データは過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。
 ※別途記載がない限り、主要な資産の状況は対純資産総額比率です。

基準価額・純資産の推移



※累積投資額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの収益分配金を再投資した実績評価額です。ただし、購入時手数料および収益分配金にかかる税金は考慮していません。
 ※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

基準価額	24,192円
純資産総額	407.1億円

分配の推移

決算期	分配金(1万口当たり/税込)
2009年11月	0円
2010年11月	0円
2011年11月	0円
2012年11月	0円
2013年12月	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況(マザーファンド)

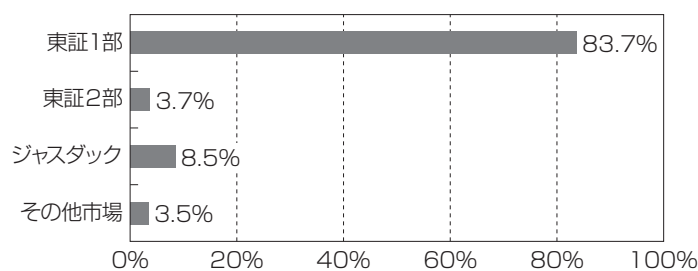
資産別組入状況

株式	99.4%
投資信託・投資証券	-
現金・その他	0.6%

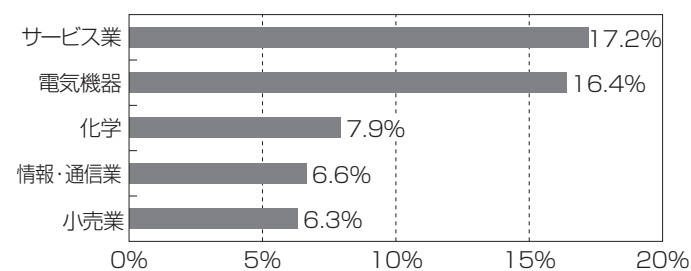
組入上位10銘柄

	銘柄	業種	比率
1	サニックス	サービス業	3.1%
2	LIXILグループ	金属製品	2.7%
3	エムスリー	サービス業	2.7%
4	積水化学工業	化学	2.4%
5	東祥	サービス業	2.4%
6	セリア	小売業	2.2%
7	リブセンス	サービス業	2.2%
8	日本農薬	化学	2.1%
9	スタンレー電気	電気機器	2.0%
10	日本航空電子工業	電気機器	1.9%

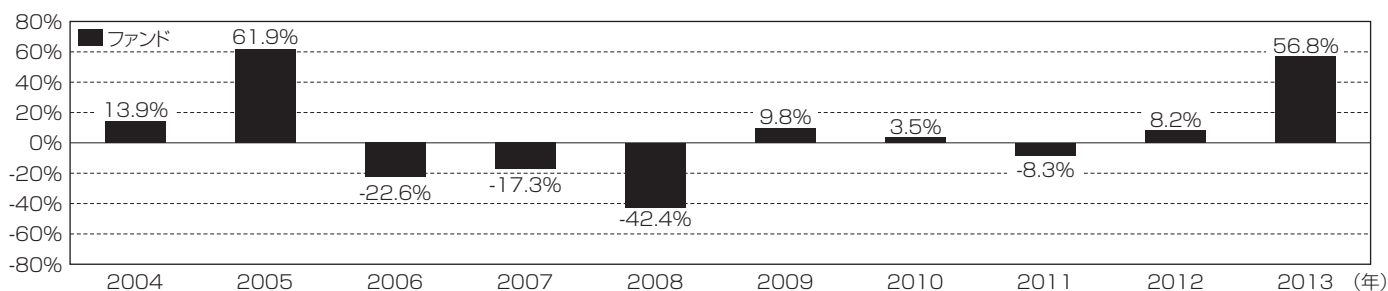
市場別組入状況



組入上位5業種



年間収益率の推移



※ファンドの収益率は、収益分配金(税込)を再投資したものとみなして算出しています。

※各々のグラフ、表にある比率は、それぞれの項目を四捨五入して表示しています。
 ※ファンドは短期資金の運用の一環として、委託会社が設定した「フィデリティ・円キャッシュ・ファンド(適格機関投資家専用)」に投資する場合があります。これはあくまでも短期資金の運用であるため、組入上位10銘柄、市場別組入状況には含めず、資産としては「現金・その他」に分類いたしております。
 なお、未払金等の発生により、「現金・その他」の数値がマイナスになることがあります。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
購 入 価 額	購入申込受付日の基準価額とします。
購 入 代 金	販売会社が定める期日までに、お申込みの販売会社にお支払いください。
換 金 単 位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
換 金 価 額	換金申込受付日の基準価額とします。
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社にてお支払いします。
申 込 締 切 時 間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社が受付けたものを、当日のお申込み受付分とします。
購入の申込期間	2014年2月27日から2015年2月25日まで ※申込期間は上記の期間終了前に、ファンドの有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換 金 制 限	ファンドの資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超えるご換金はできません。また、大口のご換金には別途制限を設ける場合があります。
購 入 ・ 換 金 申込受付の中止 及 び 取 消 し	取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及び既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
信 託 期 間	原則として無期限(1998年4月1日設定)
繰 上 償 還	ファンドの受益権の残存口数が30億口を下回った場合等には、繰上償還となる場合があります。
決 算 日	原則、毎年11月30日 ※決算日にあたる日が休業日となった場合、その翌営業日を決算日とします。
収 益 分 配	年1回、収益分配方針に基づいて、分配を行ないます。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。 販売会社との契約によっては、収益分配金は、税引き後無手数料で再投資が可能です。
信託金の限度額	5,000億円
公 告	委託会社が投資者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。 ※2014年7月1日以降、以下の通り変更される予定です。 原則として、電子公告の方法により行ない、委託会社のホームページ(http://www.fidelity.co.jp/fij/)に掲載します。
運 用 報 告 書	毎年11月のファンドの決算時及び償還時に運用報告書を作成し、知れている投資者に対して交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用があります。

ファンドの費用・税金

[ファンドの費用]

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	3.15%*¹(税抜3.00%)を上限 として販売会社が定めます。 * ¹ 2014年4月1日以降は、 3.24% となります。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対し、年1.7115%*²(税抜1.63%)の率を乗じた額が運用管理費用(信託報酬)として毎日計算され、ファンドの毎計算期の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。 *² 2014年4月1日以降は、年1.7604%となります。なお、下記の配分についても相応分上がります。 【運用管理費用(信託報酬)の配分】 (年率) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">ファンドの純資産総額に対して</th><th>1.7115%(税抜1.63%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td><td></td><td>0.8715%(税抜0.83%)</td></tr> <tr> <td>販売会社</td><td></td><td>0.735% (税抜0.70%)</td></tr> <tr> <td>受託会社</td><td></td><td>0.105% (税抜0.10%)</td></tr> </tbody> </table>		ファンドの純資産総額に対して		1.7115%(税抜1.63%)	委託会社		0.8715%(税抜0.83%)	販売会社		0.735% (税抜0.70%)	受託会社		0.105% (税抜0.10%)
ファンドの純資産総額に対して		1.7115%(税抜1.63%)												
委託会社		0.8715%(税抜0.83%)												
販売会社		0.735% (税抜0.70%)												
受託会社		0.105% (税抜0.10%)												
その他費用・手数料	組入有価証券の売買委託手数料、立替金の利息等	ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示できません。												
	法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等	ファンドの純資産総額に対して年率0.10%(税込)を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。												

※当該手数料・費用等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

[税金]

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2014年1月1日現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、2014年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

